



件名	愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室
根拠法令等	学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年5月24日公布・令和2年4月1日ほか施行）
<p><b>【改正の概要】</b>  上記法律による国立大学法人法の改正に伴う規定整備</p> <p>条例附則第33項及び第34項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表第1</u>…  <u>附則別表</u>  (改正)</li> <li>・ <u>学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）第2条の規定による改正前の</u>   (追加)  _____国立大学法人法附則第17条に規定する大学及び同法附則別表第2の上欄に掲げる国立短期大学…</li> </ul>	
施行日	令和2年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>1 国立大学法人法の改正概要</p> <p>国立大学法人岐阜大学と国立大学法人名古屋大学の統合に伴って必要となる改正を行うとともに、<u>国立大学設置法から国立大学法人法への移行の際（平成16年4月1日）、形式上存在していた医科大学（香川医科大学等）や国立短期大学（徳島大学医療技術短期大学等）の規定を削除</u>（法附則第16条、附則第17条、附則別表第2、附則別表第3等を削除）</p> <p>2 条例附則第33項及び第34項の規定内容</p> <p>国立大学法人法の施行により国立大学が国立大学法人に移行したことに関連し、その職員が<u>国家公務員から非公務員型</u>になるため、移行期をまたぐ場合の取扱いを規定しているもの</p> <p>(1) 附則第33項  国立大学、国立大学法人の職員から県職員となった場合の、国立大学及び国立大学法人における勤務期間を、県職員の在職期間に通算</p> <p>(2) 附則第34項  国立大学等の職員から県職員となり、国立大学法人に復帰する職員について、県での勤務期間を国立大学法人の職員としての在職期間に通算することとされている場合には、県を退職する際の退職手当は不支給</p>	